

金融商品取引業者の 主要株主規制

制度調査部
金本 悠希

20%以上の議決権保有者は、届出書を提出

【要約】

- 第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者、又はその金融商品取引業者を子会社とする持株会社の 20%以上の議決権を保有する主要株主は、遅滞なく、対象議決権保有届出書を財務局長に提出しなければならない。
- 対象議決権保有届出書には、議決権保有割合や保有目的などを記載しなければならない。
- この主要株主は、主要株主でなくなった場合も、遅滞なく、その旨を財務局長に届け出なければならない。

金融商品取引業者の主要株主規制

(1) 対象議決権保有届出書等の提出

○以下の者の「主要株主」は、対象議決権保有届出書を、遅滞なく、財務局長に提出しなければならない（金融商品取引法（以下、金商法）32条1項、32条の4、194条の7第1項・5項、金融商品取引法施行令（以下、金商法施行令）42条の2第1項1号、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下、金商業等府令）36条）。

①第一種金融商品取引業又は投資運用業を行う金融商品取引業者¹

②①を子会社とする持株会社

○ここで、「主要株主」とは、会社の総議決権²の **20%以上³**の数の議決権を保有する者である（金商法29条の4第2項）。ただし、この議決権については、(A)は保有分に含むが、(B)は保有分から除かれる（金商法29条の4第2項・4項、金商法施行令15条の10、金商業等府令16条）。

(A)

①金銭の信託契約等に基づき、議決権の行使の指図を行う権限等を有する場合に保有する議決権

②以下の者が保有する議決権

¹ 外国法人を除く（金商法32条1項）。

² 株主総会において決議できる事項の全部について議決権を行使できない株式についての議決権を除き、会社法879条3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む（金商法29条の4第2項）。

³ 役員が当該会社の取締役等に就任しているなど、当該会社の財務及び業務の方針の決定に対して重要な影響を与えることが推測される事実がある場合は、15%（金商法29条の4第2項、金商業等府令15条）。

- a. その者あるいはその者の被支配会社⁴が議決権を保有している場合
- 共同保有者（共同で保有している者、又は議決権を共同で行使することを合意している者）
 - その配偶者
 - その被支配会社
 - その支配株主等⁵
 - その支配株主等の他の被支配会社
- b. a 以外の場合
- 共同保有者（共同で保有している者、又は議決権を共同で行使することを合意している者）
 - その配偶者

(B)

- ①信託業者が信託財産として保有する議決権⁶
- ②法人の代表権等を有する者が、当該代表権等に基づき、議決権を行使できる権限等を有する場合において、当該法人が所有する株式・持分に係る議決権⁷
- ③会社の役職員が一定の条件を満たす株式累積投資⁸を行った場合において、取得した会社株式を信託された者が所有する議決権⁹
- ④相続人が相続財産として所有する株式又は持分¹⁰に係る議決権
- ⑤有価証券関連業を行う者が有価証券の引受けに係る業務により所有する株式¹¹に係る議決権
- ⑥銀行等保有株式取得機構が保有する議決権

○対象議決権保有届出書には、以下の事項を記載しなければならない（金商法 32 条 1 項、金商業等府令 37 条）。

①対象議決権保有割合

⁴ その会社が 50%超の議決権を保有している会社。

⁵ その会社の 50%超の議決権を保有している者。

⁶ 当該者が行使することができる権限又は行使について指図を行うことができる権限を有するものを除く（金商業等府令 16 条 1 号）。

⁷ この規定は、たとえば、対象議決権保有届出書の提出の対象となる金融商品取引業者 X について、個人 Y が議決権を保有するとき、個人 Y が法人 Z（Y の被支配会社には該当しない）の代表権を有している場合は、個人 Y は自ら保有する議決権と法人 Z が保有する議決権を行使することとなる。しかし、この場合、個人 Y が保有する議決権について法人 Z の議決権はカウントしないという趣旨と考えられる。

⁸ 当該会社の他の役職員と共同して、一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われ、各役職員の一当たりの拠出金額が百万円に満たない、当該会社の株式の取得の場合に限る（金商業等府令 16 条 3 号）。

⁹ 当該信託された者が、行使権限又は行使についての指図権限を有するものを除く（金商業等府令 16 条 3 号）。

¹⁰ 当該相続人（共同相続の場合を除く）が単純承認（単純承認をしたものとみなされる場合を含む）若しくは限定承認をした日までのもの、又は当該相続財産の共同相続人が遺産分割を了していないものに限る（金商業等府令 16 条 4 号）。

¹¹ 当該株式の払込期日（有価証券の売出しの場合にあっては、受渡期日）の翌日以後に所有するものを除く（金商業等府令 16 条 5 号）。

②保有目的¹²

③商号、名称又は氏名

④本店又は主たる事務所の所在地（個人の場合は、住所又は居所）

⑤代表者の氏名（法人の場合）

⑥保有する議決権の数

○また、対象議決権保有届出書には、以下の書類を添付しなければならない（金商法 31 条 2 項、金商業等府令 38 条）。

①主要株主に関する登録拒否要件¹³に該当しないことを誓約する書面

②住民票の抄本¹⁴又はこれに代わる書面（個人の場合）

③登記事項証明書又はこれに代わる書面（法人の場合）

○①に関しては、この主要株主に関する登録拒否要件に該当する場合には、財務局長は、当該主要株主に対して主要株主でなくなるための措置を取ることを命ずることができる（金商法 32 条の 2、194 条の 7 第 1 項・5 項、金商法施行令 42 条の 2 第 2 項）。

(2) 主要株主でなくなった場合の届出義務

○対象議決権保有届出書を提出する義務を負う主要株主は、主要株主でなくなったときも、遅滞なく、その旨を財務局長に届け出なければならない（金商法 32 条の 3、32 条の 4、194 条の 7 第 1 項・5 項、金商法施行令 42 条の 2 第 1 項 2 号）。

¹² 「純投資」、「政策投資」、「経営参加」、「支配権の取得」等、できる限り具体的に記載することとされている（金商業等府令 別紙様式第 8 号）。

¹³ 具体的には、金融商品取引業の登録を取り消され、取消しの日から 5 年を経過しない場合等が定められている（金商法 29 条の 4 第 1 項 5 号ニ(1)(2)、ホ(1)～(3)）。

¹⁴ 本籍の記載のあるものに限る（金商業等府令 38 条 1 号）。